

ジョーシス IT アウトソーシング規約

2025年1月6日改定

本規約は、ジョーシス株式会社(以下「ジョーシス」という。)がITアウトソーシングサービスを提供する際の諸条件、および委託者(以下「**お客様**」という。)がジョーシスに対してアウトソーシングサービスを委託する際の諸条件を定めるものである。

第1章 共通事項

1. **目的.** お客様は、本規約の定めるところにより、ITアウトソーシングサービス(以下「**本サービス**」という。)をジョーシスに委託し、ジョーシスはこれを受託する。
2. **適用の範囲.**
 - (a) 本規約に定める条項は、お客様およびジョーシスが署名(電子署名を含む)した本サービスにかかる申込書(以下「**本申込書**」という。)に基づく契約(以下「**利用契約**」という。)に適用され、利用契約の一部を構成する。但し、本申込書において本規約の一部の適用を排除しまたは本規約と異なる事項を定めたときは、本申込書の規定が優先される。
 - (b) 「第1章 共通事項」は、本サービスに含まれるすべてのサービスに共通に適用されるものとし、また、「第2章 SaaS ドックおよびSaaS キュアサービス」は、本サービスのうちSaaS ドックサービス、SaaS ドックライトサービスおよびSaaS キュアサービスに適用され、「第3章 デバイスセットアップ業務」は、本サービスのうちデバイス・ソフトウェアのセットアップ業務にかかるサービスに適用されるものとする。
3. **本サービスの内容.** ジョーシスがお客様に提供する本サービスの具体的内容(SaaS ドック、SaaS ドックライトサービス、SaaS キュアサービス又はデバイスセットアップ業務)は、本申込書又はジョーシスオンライン カタログに記載された内容とする。
4. **有効期間.** 本サービスにかかる契約は、ジョーシスがお客様の申込に対して同意した日に開始し、利用契約に基づくすべての本サービスの有効期限が満了する、または終了されるまで有効とする。
5. **お客様の義務等.**

- (a) お客様は、ジョーシスが本サービスを円滑に提供するために、本申込書及び本規約に記載されたお客様の義務を履行し、その責任を負うものとする。
- (b) お客様とジョーシスは、本サービスの提供にあたって、お客様による協力（適切なアカウント情報あるいは資料の提供及び適時かつ効率的な意思決定等）が前提となっていることを相互に確認する。

6. サービス料金.

- (a) お客様は、ジョーシスに対し、本申込書に定めるサービス料金を支払うものとする。なお、本サービスの内容の変更またはその他の諸条件の変動があった場合、ジョーシスは、お客様に対し、合理的な期間を前置して、サービス料金の変更の請求をできるものとする。
- (b) ジョーシスは、お客様に対して、本申込書に定めるところにより合理的な範囲内の経費を請求できるものとする。

7. 権利帰属.本サービスに関するすべての知的財産権および本サービスの過程におけるジョーシスの開発または創作行為により生じたアイデア、ノウハウ、営業秘密、著作権、ならびに発明、考案および意匠についての特許、実用新案および意匠登録を受ける権利ならびにそれに基づく特許権、実用新案権および意匠権その他の知的財産権は原始的にジョーシスに帰属するものとする。

8. 秘密保持.

- (a) 利用契約に関連して、各当事者は、事業運営、財務状況、顧客、製品、サービスまたは技術的知識に関する情報を、相手方に開示することがある。両当事者が具体的に書面で別段合意しない限り、両当事者は、(i)相手方から秘密であることを示された一切の情報、および(ii)本サービスに関連して自らがアクセスしうる秘密であることを示された一切の情報（以下「**秘密情報**」と総称する。）を、秘密として保持し、利用契約の目的のためのみに利用すると相互に合意する。なお、報告書、提出物および成果物中のアイデア、ノウハウ、情報は、お客様が自らジョーシスに開示、提供したものを除き、ジョーシスの秘密情報とみなす。
- (b) 各当事者の秘密情報は、本規約に明示的に別段の規定をするものを除き、引き続き当該当事者の資産とする。各当事者は相手方の秘密情報を少なくとも同種の自社に関する情報（または自らの顧客に関する情報）の不正開示または公表を防ぐために用いるのと同等の注意をもって、いかなる場合にも少なくとも合理的な注意をもって相手方の秘密情報を保護し、第三者に対する開示を防ぐものとする。いずれの当事者も自らの従業員、関連会社、下請業者および代理人に相手方の秘密情報を開示する際には、本規約又は利用契約によるその義務の

履行またはその権利の執行のために開示を合理的に必要な範囲に限定するものとする。いずれの当事者も、自らの従業員、関連会社、下請業者および代理人の不適切な開示について責任を負う。

- (c) (i)本規約で規定するところを除き相手方の秘密情報を利用せず、写しを作成せず、(ii)相手方の秘密情報について権利を取得せず、また何らの優先権も主張せず、(iii)相手方の秘密情報（またはそれから派生する成果物）を売却、譲渡、リースまたはその他商業的に利用しない。いずれの当事者も、相手方の秘密情報の返却の要求があればそれを留保せず、いかなる理由（相手方による本規約の現実の違反または違反の疑いによる場合を含む）があってもそれをただちに相手方に返却することを拒絶しない。利用契約の期間満了または解除および一方の当事者の本規約上の義務の終了後、いずれの当事者も相手方の秘密情報を含む、または引用する媒体にある記録をすべて、当該情報所有者の指示に従い、返還または破棄し（本規約に別段の規定がある場合を除き）、写しを残さないものとする。
- (d) 前各項の定めにかかわらず、お客様およびジョーシスは下記の情報については前各項の義務を負わないものとする。
 - (1) 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していたもの
 - (2) 開示を受けた際、既に公知であったもの
 - (3) 開示を受けた後、自らの責に帰し得ない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの
 - (5) 独自に開発したもの

9. 個人情報保護

- (a) 本サービスに関連して、お客様およびジョーシスは、お客様の個人情報が含まれるデータをジョーシスが処理する場合があることを確認する。
- (b) お客様およびジョーシスは、本条に基づくそれぞれの義務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)を遵守するものとする。
- (c) 利用契約を締結することにより、お客様は、ジョーシスに対し、(i) 本サービスを提供するために、(ii) 本申込書に記載されているとおりに、および/または (iii) お客様が提供し、利用契約に基づいてなされた指示であるとジョーシスが認める内容、あるいは書面による指示の場合には同書面に記載されているとおりに、お客様の個人情報を処理するように指示するものとする。
- (d) お客様は、お客様の個人情報の正確さ、品質、合法性、およびお客様がお客様の個人情報を取得した手段について自らその責任を負うものとする。

- (e) ジョーシスは、お客様の個人情報の機密性を保持し、お客様の委託を受けて、ならびに利用契約に基づきお客様の指示に従う場合にのみ、お客様の個人情報を処理するものとする。
- (f) ジョーシスによるお客様の個人情報（個人データ）処理の目的は、利用契約に従ってお客様から委託を受け、本サービスを提供することであることを確認する。
- (g) ジョーシスは、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、ジョーシスの責任において委託先に対し、個人情報の取扱いについて安全措置を講ずること等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (h) ジョーシスは、本サービスの遂行にあたり、お客様の個人情報を厳格に管理し、不正なアクセス又は本件個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険について、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。
- (i) ジョーシスにおいて、万が一、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、ジョーシスはそれを認識した後、遅滞なく、お客様に通知するものとする。

10. 損害賠償

- (a) ジョーシスが利用契約に違反してお客様に損害を与えた場合、ジョーシスはその損害を賠償する責を負うものとする。但し、いかなる場合にも、ジョーシスが利用契約あるいは利用契約に関連して負担する損害賠償の総額は、利用契約に従ってジョーシスお客様から実際に受領したサービス料の総額を超えないものとする。なお、フリートライアルについては、2万円を超えないものとする。
- (b) 前項の規定に関わらず、ジョーシスの責に帰することができない損害、特別の事情から生じた損害、間接的な損害、結果的な損害、逸失利益、データの喪失・破損については、ジョーシスはその責任を負わないものとする。

11. 解除.

- (a) お客様およびジョーシスは、相手方に以下の各号の一に該当したときは、直ちに書面にて通知することにより、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、利用契約を解除することができる。
 - (1) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受け、あるいは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき
 - (2) 解散（合併による場合を除く。）あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
 - (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所若しくは電子債権記録機関による取引停止処分等支払停止状態に至ったとき

- (4) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
- (5) 民法第 542 条第 1 項各号に掲げる場合又は同第 2 項各号に掲げる事由が生じたとき
- (b) お客様又はジョーシスは、相手方が本規約又は本申込書のいずれかの条項に違反し、当該違反について、書面による催告をしたにもかかわらず、14 日以内にこれを是正しないときは、利用契約を解除することができる。
- (c) 前 2 項の解除は将来に向かって有効であり、当該解除時点までの本サービスの成果物については、お客様は引渡請求権を有し、ジョーシスはサービス料金及び諸費用の支払請求権を有するものとする。各当事者は、利用契約終了と同時に自己が保有する相手方当事者の秘密情報の使用を停止し、直ちにそのすべてのコピーを破棄するものとする。
- (d) 第 6 条ないし第 10 条、第 11(c)条、第 14 条、第 15 条、第 17 条(e)、第 18 条及び第 26 条の両当事者の権利および義務は、利用契約の終了後も存続するものとする。お客様の本規約又は利用契約違反によりジョーシスが利用契約を解約しない限り、第 19 条に定める権利および義務は、利用契約の終了後も存続するものとする。

12. 反社会的勢力の排除等.

- (a) お客様およびジョーシスは、自ら、自らの役員及び従業員等が、反社会的勢力等でないこと、及び資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていないことを表明し保証するものとする。
- (b) 前項についてお客様又はジョーシスが違反した場合、その相手方は利用契約を将来に向かって無催告で解除することができ、当該解除に伴う一切の損害賠償を相手方に請求することができるものとする。

13. 譲渡.

いずれの当事者も、相手方の事前の書面による同意なしに、利用契約に基づく権利または義務を譲渡してはならない。ただし、ジョーシスは、ジョーシスの合併または買収の場合、またはその資産のすべてまたは実質的にすべて、もしくは主要部門の資産を別の団体へ譲渡する場合に、本規約または利用契約を子会社または関連会社もしくは譲受人に譲渡することができるものとする。なお、利用契約は、両当事者、各当事者の後継者ならびに譲受人を拘束し、これらの者の利益のためにその効力を維持するものとする。

14. 準拠法.

本規約又は利用契約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用される。

15. 紛争解決

- (a) 本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に定める規定に疑義が生じた場合は、本規約の趣旨に従い、本規約の当事者間で誠意をもって協議の上、善後策を決定する。
- (b) 本規約または利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

第2章 SaaS ドックおよび SaaS キュアサービス

- 16. **成果物.** ジョーシスは、本申込書にて定める期限までにサービスを提供し、お客様とジョーシスの間でその内容を取りまとめた報告書、その他の本申込書に記載された成果物（以下、合わせて「**成果物**」という。）をお客様に提出するものとする。
- 17. **お客様による内容確認.**
 - (a) お客様はジョーシスより成果物の提出がなされた日から、7日以内（「**内容確認期間**」という。）に成果物の内容確認を行い、その合否を文書あるいは電磁的方法にてジョーシスに通知する。
 - (b) 第(a)項の内容確認の結果合格であった場合、合格通知の日付をもってお客様の内容確認完了日とする。
 - (c) 第(a)項の内容確認の結果、ジョーシスの責に帰すべき過誤が発見された場合、ジョーシスは当該過誤を修正して再度お客様の内容確認を受けるものとする。以後の手続は前二項と同様とする。
 - (d) 第(a)項の内容確認期間内にお客様からジョーシスに第(a)項の合否の通知がなされないときは、当該成果物は第(a)項の内容確認に合格したものとみなす。その場合、内容確認期間の満了日を以って内容確認完了日とする。
 - (e) 本条をもって成果物の過誤に関してジョーシスが負う責任（契約不適合責任を含むがこれに限らない）のすべてを規定したものとする。
- 18. **保証の免責.** 利用契約に明示的に定める場合を除き、すべてのサービスは現状有姿にて一切の保証なしに提供される。また、明示または黙示を問わず、商品性、特定目的への適合性に係る保証、権原、権利の非侵害を含むがこれらに限らないすべての保証は、適用法により認められる範囲で放棄されるものとする。
- 19. **成果物の使用.** ジョーシスは成果物に関する所有権、知的財産権及びその他一切の権利について、お客様の社内における自己使用の範囲内に限りこれを許諾するものとし、お客様は、成果物を第三者に使用させあるいは目的外使用をしてはならないものとする。

第3章 デバイスセットアップ業務

20. **デバイスセットアップ業務の対象機器.** デバイスセットアップ業務の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は本申込書に定めるものとする。

21. 対象機器の引渡し.

- (a) 利用契約成立後、お客様は、別途合意する日までに、ジョーシスが指定する場所において、ジョーシスが指定する方法により、対象機器中に記録されているデータを消去した状態で対象機器を引き渡すものとする。
- (b) お客様は、前項に定める引渡し前に、ジョーシスに対し、対象機器に存在する不具合ないし故障の状況を、書面又は電子的方法により通知しなければならないものとする。
- (c) お客様は、第(a)項の引渡し前に対象機器中のデータについて自らの責任をもってバックアップを実施するものとし、ジョーシスは、対象機器中のデータが滅失、破損した場合でも一切責任を負わないものとする。
- (d) お客様は、第(a)項の引渡し前に対象機器中のデータが消去されていない場合、又は前項の通知がされていない場合、あるいは対象機器の故障が明らかな場合等ジョーシスが対象機器を受領することが不適切と合理的に判断される場合には、ジョーシスは対象機器の受領を拒否する可能性があることをお客様は予め承諾するものとする。この場合、ジョーシスによる対象機器の受領拒否は、お客様の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
- (e) ジョーシスは、お客様から受領した対象機器について不具合ないし故障を発見した場合には、ジョーシスが別途定める方法（対象機器の返送、廃棄、下取り等）からお客様が選択した方法により対応を行うものとする。当該対応に関する一切の費用はお客様の負担とし、ジョーシスは対象機器に存在する不具合ないし故障については一切責任を負わないものとする。

22. 納入・検収

- (a) ジョーシスは、お客様に対し、セットアップ業務の完了した対象機器を、別途ジョーシスが定める日までに、ジョーシスとお客様が合意した納品場所に納入するものとする。
- (b) お客様は、前項による納入を受けた後、7日以内に当該対象機器のセットアップ業務に関して契約の内容に適合するか検査をしなければならないものとする。

- (c) お客様は、前項の検査に適合すると判断した場合、その旨を直ちにジョーシスに書面又は電子的方法により通知するものとし、前項の検査に適合しないと判断した場合は、検査に合格しない理由を具体的に記載したうえでその旨をジョーシスに書面又は電子的方法により通知しなければならないものとする。
- (d) ジョーシスは、前項の不合格理由が合理的に認められる場合には、ジョーシスの裁量により、相当期間内に契約不適合を是正するために必要な措置を行い、改めて納入（納入以外の方法を合意した場合にはその方法）を行うものとする。この際、お客様は、必要な範囲で第 (b) 項の検査を実施しなければならないものとする。再納入後の手続についても第 (b) 項以下の定めに従うものとする。
- (e) お客様が納入を受けた後 7 日以内に異議を述べないとき、合理的な方法・基準による検査を行わなかったとき、又は対象機器をお客様の業務のために利用したときは、検査に合格したものとみなす。
- (f) 本条所定の検査に合格をしたことをもって検査完了とするものとする。
- (g) 前項までの規定にかかわらず、契約不適合が、お客様若しくはジョーシス以外の第三者の責めに帰すべき事由によるものであるとき、対象機器自体若しくは対象機器にインストールされているソフトウェアに起因する不具合・故障・トラブル等によるものであるとき、又は自然災害・輸送機関の事故・対象機器の経年劣化等ジョーシスの責めに帰すべき事由が認められない不具合・故障・トラブル等に起因する場合には、ジョーシスは契約不適合を理由とした是正措置及び納入を行わないものとする。

23. **危険負担.** デバイスセットアップ業務に関する危険負担は、ジョーシスが本申込書にデバイスセットアップ業務の詳細の定めに従って送付した対象機器をお客様に引き渡した時点をもってお客様に移転するものとする。但し、ジョーシスが、本申込書にデバイスセットアップ業務の詳細に定める対象機器の送付を行ったにもかかわらず、対象機器をお客様が受領しない場合（宛所不明により返送される場合を含む。）は、民法第 413 条の 2 の規定に基づき、ジョーシスによるお客様に対する履行の提供があった時点をもってお客様に危険が移転するものとする。

24. **配送に関する責任.**

- (a) お客様が手配した配送業者による配送中の対象機器の紛失・破損は、お客様と当該配送業者と間の取り決めに基づくものとし、ジョーシスは一切の責任を負わないものとする。

- (b) ジョーシスは、ジョーシスが手配した配送業者による配送中の対象機器の紛失・破損について、ジョーシスの責めに帰すべき事由が合理的に認められる場合を除いて、一切の責任を負わないものとする。

25. お客様が対象機器の受領をしない場合の取り扱い.

- (a) セットアップ業務を完了した後、ジョーシスが本申込書に定める対象機器の送付を行ったにもかかわらず、対象機器をお客様が受領しない場合（宛所不明により返送される場合を含む。）は、お客様がジョーシスに対して対象機器の再送を希望した場合に限り再送を行うものとする。この際、お客様は、再送がされるまでの保管及び再送に関する費用及び別途ジョーシスが定める手数料を支払う必要があることを予め承諾するものとする。
- (b) セットアップ業務を完了した後、ジョーシスが本申込書に定める対象機器の送付を行ったにもかかわらず、お客様が対象機器を受領せず（宛所不明により返送される場合を含む。）、ジョーシスがお客様に対し相当の期限を定めて引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内にお客様が対象機器を引き取らない場合、お客様は対象機器の所有権を放棄し、ジョーシスが当該対象機器を処分することに何ら異議を述べないことを予め承諾するものとする。なお、当該処分費用は、お客様の負担とするものとする。

26. 免責.

- (a) ジョーシスがお客様に対して負う責任は、セットアップ業務に関してジョーシスの責めに帰すべき事由が客観的な資料に基づいて合理的に認められる場合に限られるものとする。ジョーシスは、対象機器自体又は対象機器にインストールされているソフトウェアに起因する不具合・故障・トラブル等や、自然災害・輸送機関の事故・対象機器の経年劣化等ジョーシスの責めに帰すべき事由が認められない不具合・故障・トラブル等については一切責任を負わないものとする。
- (b) 対象機器について、対象機器の製造者等の保証書が添付されており、当該保証書において、当該製造者等がお客様に対し、対象機器に関する不具合・故障の補修等の責任を旨が定められているものについては、ジョーシスは一切責任を負わないものとする。

以上